社会福祉法人　交楽会
介護老人保健施設　もりよし荘
運営規程（抜粋）

通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人交楽会が開設する介護老人保健施設もりよし荘（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者等が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という。）の事業は、要介護及び要支援の状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るように努めるものである。

２　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

３　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

４　事業所は、通所リハビリを提供するにあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一　管理者（施設長）　　１名（兼務）
　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

二　医師　　１名（兼務）
　医師は、利用者に適切な医療を提供する。

三　理学療法士、作業療法士または言語聴覚士　　１名以上（兼務）
　理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士は通所者のリハビリテーション指導を行う。

四　管理栄養士　　１名（兼務）
　利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

五　介護職員　　３名以上
　介護職員は、運営基準に従って利用者の介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

一　営業日

月曜日から土曜日までの６日間を営業日とする。

ただし、祝祭日、１月２日・３日は休日とするが、管理者(施設長)が特に必要があると認めるときは臨時に営業日を定めることができる。

二　営業時間

原則的には、午前９時３０分より午後４時３０分とする。

ただし、利用者から特段の申し出があり介護職員等が対応可能な場合に限り、利用者の負担によって延長することができる。

（利用定員）

第６条　　事業の定員は２５名とする。

（通常の事業の実施区域）

第８条　　通常の事業の実施区域は、北秋田市及び上小阿仁村とする。ただし、家族等が自ら送迎を行う場合にはこの限りではない。

（通所リハビリの基本取扱方針）

第２０条　通所リハビリは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

２　事業者は、自らその提供する通所リハビリの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（通所リハビリの具体的取扱方針）

第２１条　通所リハビリの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一　通所リハビリの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規程する通所リハビリ計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二　通所リハビリ従事者は、通所リハビリの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三　通所リハビリの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

（勤務体制の確保等）

第２５条　事業者は、利用者に対し適切な通所リハビリを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって通所リハビリを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　医師等の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を次の通り設ける。

一　採用時研修

二　継続研修
三　当事業所は、全ての従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

（利用料等の受領）

第２７条　事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所リハビリに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該通所リハビリ事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所リハビリに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
二　通所リハビリに通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所リハビリに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用
三　食事の提供に係る費用。尚、食事の提供に係る費用は、食材料費及び調理に係る費用を基に算出する。
四　前各号に掲げるもののほか、通所リハビリにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

４　事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又は家族に対し、文章により当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

５　上記利用料に関しての具体的な額は、別途「利用料金表」及び施設内の見やすい場所に提示する。

（利用料に含まれない費用）

第２８条　前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

（非常災害対策）

第３６条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならない。

２　非常災害に備え、少なくとも６ヶ月に１回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

３　訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第３７条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションサービス

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（秘密保持等）

第３９条　事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

２　退職者等が、正当に理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

３　指定居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第４０条　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該通所リハビリを紹介することの対償として、金品その他の持参上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第４６条　提供した通所リハビリに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

一　電　話　　０１８６－７２－５０３０

二　ＦＡＸ　　０１８６－７２－５０１７

２　提供した通所リハビリに関し、介護保険法第２３条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める

３　提供した通所リハビリに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第２号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生の防止）

第４７条　事業者は、安全かつ適切に介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

２　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

（事故発生時の対応）

第４８条　利用者に対する通所リハビリの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　利用者に対する通所リハビリの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等の対応）

第５１条　従業者は、通所リハビリの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要には、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（衛生管理等）

第５３条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

２　感染症が発生し、又は蔓延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（１）　事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

（３）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

３　管理栄養士、調理員は、毎月１回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（身体の拘束等）

第５４条　事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急時やむを得なく身体拘束を行う場合はその理由、様態等の記録を行う。

２　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

３　事業所の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止等）

第５５条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、高齢者虐待防止のための指針を定め、体制を整備する。

２　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

３　事業所の従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する。

（ハラスメントの防止）

第５８条　事業者は、適切な通所リハビリサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従

業者の就業環境が害されることを防止するための規程を定め、必要な措置を講ずるものとする。
・ハラスメント防止の追加と衛生管理の変更による）